

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	千葉市 個人市民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、個人市民税の賦課・収納業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税の賦課・収納事務
②事務の概要	<p>【概要】 ・地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に市民税額を計算し賦課し、収納する。 ・納税義務者からの申請に基づき、市民税情報から所得証明書を発行する。</p> <p>【賦課関連業務の流れ】 ①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告情報を取得する。 ②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③各種申告情報・②で作成した電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報(生活保護等)を照会し取得する(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由)。 ⑤住民登録が無い場合の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑧税額通知・納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者・年金保険者・各給与支払者へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書を発行する。</p> <p>【収納関連業務の流れ】 ①個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の賦課情報の入手 ②収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む ③過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 ④申請に応じて、納税証明書を発行する。 ⑤地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、帳票加工委託事業者へ提供し、督促状の印刷及び帳票加工を行い、住民等に督促状を送付する。</p>
③システムの名称	税務システム(個人住民税システム・宛名システム・収納システム・国税連携支援システム)、eLTAX審査システム、課税原票管理システム、滞納管理システム、コンビニ交付システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム/国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税賦課・収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの</p> <p>(注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】(千葉市→他機関) ○命令第2条(表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの) 表(第48の項) ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」に対し、「医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第50条で定めるもの」 ・「法務大臣」に対し、「戸籍関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「生活保護関係情報であって第50条で定めるもの」 ・他の「市町村長」に対し、「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」に対し、「失業等給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」に対し、「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第50条で定めるもの」</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課、課税管理課、納税管理課
②所属長の役職名	税制課長、課税管理課長、納税管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所財政局税務部税制課 043-245-5117、課税管理課 043-245-5119、納税管理課 043-245-5125
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、不必要な情報は記載しないようにしている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税制課長 竹内 好夫、課税管理課長 潤間 宏一、納税管理課長 川名 和弘	税制課長、課税管理課長、納税管理課長	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策	平成26年4月1日 時点	新規	事後	
平成31年4月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	【別表第二における情報提供】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 119の項)	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年5月31日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 ③システムの名称	税務システム(個人住民税システム・宛名システム・収納システム・国税連携支援システム)、eLTAX審査システム、課税原票管理システム、滞納管理システム、証明書自動交付機システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム/国税連携システム	税務システム(個人住民税システム・宛名システム・収納システム・国税連携支援システム)、eLTAX審査システム、課税原票管理システム、滞納管理システム、コンビニ交付システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム/国税連携システム	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、個人市民税の業務において個人番号を利用する。	・番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)	【情報提供の根拠】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	事後	
令和7年3月24日	※上記の続き	【別表第二における情報照会】(千葉市→他機関) ○番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) 別表第二(第27の項) ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」に対し、「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「他の市町村長」に対し、「地方税関係情報又は住民票関係情報であって、主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」に対し、「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」に対し、「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	【情報照会の根拠】(千葉市→他機関) ○命令第2条(表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの) 表(第48の項) ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」に対し、「医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第50条で定めるもの」 ・「法務大臣」に対し、「戸籍関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事」に対し、「生活保護関係情報であって第50条で定めるもの」 ・他の「市町村長」に対し、「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」に対し、「失業等給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」に対し、「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第50条で定めるもの」	事後	
令和7年3月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	事後	
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	IV リスク対策 8 人手を介在される作業判断の根拠	—	・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、不必要な情報は記載しないようになっている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う新規項目
令和7年3月24日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う新規項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明